

別添 2

（区分 1）消防法施行令別表第 1（6）項口に掲げる施設（主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設）

（現在の対象となる施設）

①老人短期入所施設、②養護老人ホーム、③特別養護老人ホーム、⑤有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、⑥介護老人保健施設、⑦老人短期入所事業を行う施設、⑧認知症対応型共同生活援助を行う施設

（平成 27 年度以降に対象となることが予定されている施設）

⑨軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、⑩小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、⑪その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（「複合型サービス」などを想定）

（区分 2）介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス

①（介護予防）通所介護、②（介護予防）通所リハビリテーション、③（介護予防）短期入所生活介護、④（介護予防）短期入所療養介護、⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護、⑥（介護予防）認知症対応型通所介護、⑦（介護予防）小規模多機能型居宅介護、⑧（介護予防）認知症対応型共同生活介護、⑨地域密着型特定施設入居者生活介護、⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、⑪複合型サービス、⑫介護福祉施設サービス、⑬介護保健施設サービス